

第 2 回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録	
開催日時	平成 2 9 年 6 月 2 7 日（火） 1 5 時 3 0 分～1 7 時 2 0 分
開催場所	函館市環境部 4 階大会議室
議 事	1 第 1 回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録について 2 特定施設に関する規制の見直しについて 3 拡声放送に関する規制の見直しについて
出席委員	笠井亮秀委員 桜井泰憲委員 佐藤哲身委員 （計 3 名）
欠席委員	佐藤幸世委員 永盛恒男委員 （計 2 名）
事務局出席者の職・氏名	環境対策課長 栗谷正尚 環境対策課主査 橋野誠司 環境対策課主査 柳町琢也 環境対策課主事 西川太一 （計 4 名）

橋野主査	定刻となりましたので、ただ今から、第2回函館市公害防止条例改正検討委員会を開催します。 本日の会議は、佐藤幸世委員、永盛恒男委員が所用のため、欠席しておりますが、委員5名中3名が出席しておりますので、函館市公害防止条例改正検討委員会設置要綱第6条第3項の規定により、成立していることを報告します。 それでは、議事に入りますが、規定により、会議の議長は委員長が務めることになっておりますので、桜井委員長、よろしくお願いします。
桜井委員長	本日はお忙しい中、ご参集いただき感謝申し上げます。 早速、議事に入らせていただきます。 議事(1)前回の委員会の会議録についてですが、事務局の方で作成し、事前に各委員に修正等の確認をいただいているものがあります。 なお、欠席された委員からは事前に承認する旨意見をいただいております。 皆さまにお諮りいたしますが、資料1のとおり第1回委員会の会議録とさせていただくことでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	それでは、資料1のとおり前回の会議録を承認することとし、市のホームページで公開することとします。
桜井委員長	次に、議事の(2)「特定施設に関する規制の見直しについて」に入ります。 本日は、公害防止条例の中心となります、公害の防止に関する規制について検討していただくこととなります。 本日欠席されております委員の方々にも事前に説明し、大気・粉じん・悪臭関係については、佐藤(幸)委員から、全体を通して、永盛委員からそれぞれ意見をいただいておりますので、後ほど事務局からお伝えしていただきたいと思います。 それでは、事務局の方から、「特定施設に関する規制の見直しについて」説明をお願いします。
栗谷課長	【資料2(大気・粉じん・悪臭発生施設関連)について説明】
橋野主査	本日欠席しており、大気・粉じん・悪臭関連の専門であります佐藤(幸)委員から事前に意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。 [佐藤(幸)委員の意見] 市から説明のあった「ばい煙発生施設」「粉じん発生施設」の見直し案については、函館市内の大気に関する環境基準の達成状況も踏まえ、妥当なものと判断する。

	「ばい煙発生施設」については、ボイラー等で使用する燃料そのものの低硫黄化および低灰分化が市条例施行後に急速に進んだことや、市条例で対象としている施設規模の「ボイラー」は、そもそも硫黄分などが含まれていない気体燃料を使用するケースが増えており、市条例で規制しなくても市内の硫黄酸化物や浮遊状粒子物質の濃度が環境基準を超過するとは考えにくい。 固体燃料を使用する「ボイラー」は、市が懸念する状況は理解できるので、市条例で対象とすることは必要と思う。また、大気汚染防止法の規定との整合性を図ることも必要と思う。 「粉じん発生施設」については、市条例施行時には一定の届出数があったとのことだが、現在では、施行時の3分の1までに減少していること、浮遊状粒子物質の濃度が環境基準を達成していることや当該特定施設に起因する苦情が市に寄せられていないことから、市条例の対象としなくても良いと考える。 「廃棄物焼却炉」については、市条例施行後に廃棄物焼却炉を規制する廃棄物処理法が改正され、施設規模に関係なく構造基準や焼却方法が規定された。また、ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、市条例より小規模の施設まで同法による届出対象となり、年に1度のダイオキシン類測定と市に対する測定結果報告が義務付けられていることから、市条例の対象としなくとも、他法令で対応ができるものと考ええる。 「悪臭発生施設」については、市条例施行時には一定の届出数があったとのことだが、現在は対象施設がなく、道条例対象の1施設のみであるとのことから、市条例の対象としなくても良いと考える。 改正案において規制の対象としなくなる施設について、市民から苦情があった場合には、速やかに対応するよう市に要望する。また、これまで40年以上にわたり、市条例による規制の見直しが行われてこなかったとのことだが、市は、定期的に条例の施行状況を確認し、必要な見直しを行うことを求める。
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員の方から、質問や意見を伺いたと思います。
佐藤(哲)委員	特に問題ないものと思います。
笠井委員	昔多かった施設が少なくなっていること、技術が進歩しており、1施設当たりが排出する有害物質も減っていることが分かりました。 施設の数はこの先増えないという予想だと思いますが、万が一増えるということは考えられないですか。

栗谷課長	可能性が全く無いとは言えませんが、市内の産業構造等を考えると、今後函館において２次産業の事業所数が大幅に増えるとは考えづらいと思います。
笠井委員	分かりました。
桜井委員長	これまでの所は宜しいでしょうか
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	それでは、資料２の続きの説明をお願いします。
栗谷課長	【資料２（汚水等排出施設関連）について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、汚水等排出施設に関して、委員の方から、質問や意見を伺いたいと思います。
佐藤(哲)委員	資料中にある各河川の陰イオン界面活性剤濃度について、グラフ形式での経年変化は資料に載っていませんが、数値は年度によって大きく変動することはないですか。
柳町主査	これまで低い数値で推移しており、大きな変動はありません。直近５年の陰イオン界面活性剤の測定結果は、検出されるかされないかという低い値で推移しております。
佐藤(哲)委員	亀田川、常盤川の平成１１年くらいまでのＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）は高い数値でしたが、下水道の普及によって低い数値になったのですね。
栗谷課長	下水道の普及により、河川の有機汚濁の指標であるＢＯＤは大幅に改善されたと考えております。
佐藤(哲)委員	市が下水道に接続するよう指導したことにより河川の水質が良くなってきたということですね。
栗谷課長	そのように認識しております。
桜井委員長	笠井委員は何か意見ありませんか。
笠井委員	おおむね宜しいかと思います。
桜井委員長	浄化槽のＢＯＤをみると、市条例の排水基準は浄化槽法の基準より高い訳ですから、浄化槽法定検査判定ガイドラインに沿っていけば、大丈夫ということですね。
栗谷課長	浄化槽法のＢＯＤに関する放流水の基準は、市条例の規制基準より厳しくなっており、年に１度の法定検査も義務づけられておりますので、放流水の水質管理がなされているものと考えております。
桜井委員長	これまでの所は宜しいでしょうか
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	それでは、資料２の続きの説明をお願いします。
栗谷課長	【資料２（騒音発生施設関連）について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。

	それでは、騒音発生施設に関して、委員の方から、質問や意見を伺いたいと思います。
佐藤(哲)委員	市条例が騒音に関し規制する時間や音量は、騒音規制法と同じですか。
柳町主査	同じ規制基準です。
佐藤(哲)委員	行政指導という話がありましたが、具体的にはどのようなものですか。
栗谷課長	騒音など様々な苦情が市に寄せられますが、そのすべてが法や市条例の規制により対応できる訳ではございません。法令により対応できない場合は、近隣から苦情が市に寄せられていることを相手方に伝え、操業状況の確認を行いながら改善の協力を依頼し、少しでも改善していく行政指導を行っております。これまで苦情の多くは行政指導により改善されています。
佐藤(哲)委員	問題になるところはほとんど考えられないということであれば、いつまでも規制する必要はないと思います。今後どのような新技術が出てくるか分かりませんが、良いことばかりとも限らないので、苦情があった場合には、速やかに対応していただくことが大切です。
桜井委員長	笠井委員は何かございませんか。
笠井委員	この件に関してはございません。
桜井委員長	規制対象から除外する特定施設から今後苦情があった場合には、速やかに行政が対応していただくということで宜しいですね。
栗谷課長	はい。これまで同様、速やかな対応を心掛けてまいります。
桜井委員長	それでは、特定施設の見直しに関する規制について、一通り説明をいただきましたが、全体を通して何かございませんか。
各委員	(特になし)
橋野主査	本日欠席しております永盛委員から事前に意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。 [永盛委員の意見] 市から説明のあった特定施設の見直し案については、市内の環境基準の達成状況や社会情勢の変化、現在の特定施設の設置状況等を踏まえ、妥当なものと判断する。 市条例の特定施設を規制することが環境基準達成の主要因となっているのであれば、特定施設を廃止することで環境基準を達成出来ない可能性があり、賛同することはできない。 しかし、条例施行後40年以上経過し、公害防止対策の充実や社会全般の環境意識の高まりを受けた社会情勢の変化により、現在の条例において、規制する合理性に欠けるものや既に

	規制の必要性が失われたものがある。 さらに、現在の社会情勢が後戻りするとも考えられない。 今後において、新たに規制の必要性が生じた特定施設が出てくれば、その時は対応していただきたい。
桜井委員長	ありがとうございました。 欠席された委員からの意見とこれまで伺った意見の中で、事務局の案に対する修正はなかったものと思いますので、事務局案のとおりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	ありがとうございます。 これで、議事(2)「特定施設に関する規制の見直しについて」に係る審議を終了いたします。 続きまして、議事(3)「拡声放送に関する規制の見直しについて」に入りたいと思います。 先ほどは規制対象である特定施設に関して検討していただきましたが、同様に拡声放送について検討していただくこととなります。 事務局の方から、説明をお願いします。
栗谷課長	【資料3について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 事務局から、もう少し詳細な情報を収集するとともに、本日もいろいろと意見をいただいたうえで、次回の委員会に改めて考え方を提示するという話がありましたので、その様にしたいと思います。 それでは、委員の方から、ご質問やご意見を伺いたいと思います。
佐藤(哲)委員	たいへんなご苦勞をされていると思うのですが、いろいろなことを一辺に検討しなければなりません。時間、音のレベル、移動音源等という形で整理した方が良いと思います。 また、移動式拡声放送に対する規制の難しさについて説明がありましたが、前回話題になったイカ売りは条例の規制対象になっていますか。
栗谷課長	商業宣伝を目的とした拡声放送は、移動式も含め条例の規制対象になっています。
佐藤(哲)委員	長時間、音を出している商業施設の宣伝放送と、季節的または時間的に短い時間の放送を同じように規制して良いのかと思います。 函館では早朝のイカ売りがありますが、他の地域にも港町がありますし、そこにも何か特殊な事情があるかもしれませんの

	で、できればそういった情報を聞かせていただければ参考になります。
栗谷課長	定置式の拡声放送，移動式の拡声放送，イベントのような一時的なものや地域固有の事情によるものなど，場合分けをして，分かりやすい資料を次回提示したいと思います。
佐藤(哲)委員	市条例の拡声放送に関する音量の規制内容はどの様になっていますか。例えば，騒音規制法では，特定工場から発生する騒音の規制基準の測定方法はL 5（時間率騒音レベル）により行いますが，資料中に市条例の拡声放送に係る音量の規制基準の測定方法に関する記載が無いので分かりづらい。測定方法が記載してあると良いと思います。 時間については，例えば，夕方の時間をどうするか。EUではL den（時間帯補正等価騒音レベル）が採用されており，夕方の区分は午後7時から午後10時までに分けてあります。昼間に比べて夕方はくつろいでいる時間なので測定値に5デシベルプラスし，夜間は10デシベルプラスし評価しています。夕方と夜間で異なる量のペナルティを与えるような数値になっています。この方法は日本でも航空機騒音の測定で採用されています。 時間，音量について整理していただいた方が分かりやすいです。
栗谷課長	佐藤(哲)委員からのご意見に基づき，次回は分かりやすい資料を作成します。
笠井委員	拡声放送の規制を見直す理由を教えてください。前回話のあった早朝のイカ売りですか。他に何かありますか。
栗谷課長	今回拡声放送に関する事項を見直しの対象といたしましたのは，市条例施行後に国から拡声放送に関する規制のあり方や規制のみで対策が困難な場合の対応方法が示されたこと，市条例施行時に比べ，市内で開催されているイベントや移動式拡声放送の実態が変化してきていること，行政手続法等の施行により罰則に関するルールのも明確化が必要であると考えていることがそもそもの理由でございます。
笠井委員	複雑なので，整理されると助かります。
栗谷課長	わかりやすいような資料の整理に努めてまいります。
桜井委員長	旧函館区公会堂にイベントとして歌手が屋外コンサートを行ったり，緑の島を使ったイベント等がありますので，このような一時的なイベントにどう対応するかというのがあります。 他に，船が着岸して，エンジンをかけっぱなしにしている，うるさいということがありますが，これについての規制は市条例ではないですね。

栗谷課長	船舶のエンジン音については、市条例の規制対象となっております。
桜井委員長	船は電源を持っていないので、エンジンをかけっぱなしにしておき、着岸していてもエンジン音がします。市には、このような船に関する苦情が寄せられていませんか。
柳町主査	これまで船舶のエンジン音に関する苦情はございません。
桜井委員長	港が市街地から離れていますからね。むしろ南茅部や恵山地区は住宅地が近いので、そういうことがあるかもしれません。 その他、フェリーの音も風向きによって違いますね。南風が吹くと私の家も影響を受け、季節的な風物だと思っていますが、結構な音が聞こえてきます。 朝のイカ売りなどを季節的な名物という位置付けとすれば、停車中は音を出さない等特別なルールを作ることにより、苦情が出ないような仕組み作りは可能と思います。
栗谷課長	市としては、決してイカ売りなどの営業自体を問題視しているものではありません。イカ売りは昔から行われており、イカの街函館の風景の一つでもあると思っています。しかし、拡声放送を早朝使用することにより不快な思いをされている市民もいらっしゃいます。 この件を課内でも議論しました。条例による規制で対応するのではなく、販売者や買いにくる人によるスマートフォンの位置情報の利用や、ホームページで事前に販売する時間や場所を知らせるなど新たな販売方法ができないものかとの案も出ましたが、すべての方が利用できる仕組みでもなく苦慮しております。
桜井委員長	ルールがあれば良いような気がします。最善の方法を考えていただきたいと思います。
栗谷課長	販売者などからも状況を聞き取りし、ルールを考えていきたいと思っています。
佐藤(哲)委員	イカ売りが近くに来れば、皆さんは車で買いに行くのですか。
桜井委員長	イカ売りの声が聞こえたので外に出てみると、規制があるためすぐ移動してしまい、音はするがイカ売りはいないということもあります。イカ売りが止まったところに皆さんがお皿や袋を持って買いに来ています。
佐藤(哲)委員	集まってくる人の声が騒音になっていることはないですか。
桜井委員長	静かなもので、そういうことはないです。
栗谷課長	最近、保育園や幼稚園の建設に当たり、騒音問題がニュース等でも取り上げられております。これは、開園時の音の問題もありますが、園児送迎時の人声や、送迎車両の音が騒音問題と

	しても取り上げられております。
佐藤(哲)委員	3月に日本騒音制御工学会に行きましたが、幼稚園の騒音に関する近隣住民に対する聞き取り調査を行った事例発表がありました。幼稚園がうるさいと言われていますが、送迎で来た人の声が一番の騒音源だったという内容でした。 イカ売りでもそのようなことが起こっているのかと思い質問しました。
桜井委員長	苦情の事例がいくつかあれば議論しやすいと思います。
栗谷課長	移動販売に集まった人達の声がうるさいという苦情は記憶にありません。これまで市に寄せられた移動販売に関する苦情の中身を分析し、次回お示ししたいと思います。
桜井委員長	違法改造車の規制は警察ですか。
佐藤(哲)委員	交通騒音ではないですからね。
柳町主査	違法改造車の取り締まりは警察になります。
桜井委員長	函館では見かけませんが、大阪に行くと車にすごい音響装置を付け大音響を出しながら走っている車を見ます。市条例の拡声放送は、このような車も対象としていますか。
栗谷課長	そのような事例は、そもそも放送とは言い難いことから、条例の規制対象とはならないものと考えます。
桜井委員長	いろいろな事例を示していただければ、分かりやすいかもしれません。
笠井委員	どういう苦情が来ているのかという側面からも条例を考えるのは良いと思います。
栗谷課長	拡声放送について時間や音量だけでなく、苦情の側面からも次回の資料をまとめたいと思います。
桜井委員長	その他何かありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	拡声放送について色々な意見がありましたので、事務局の方で整理していただき、次回の委員会で再度検討したいと思います。 これで、議事(3)「拡声放送に関する規制の見直しについて」に係る審議を終了いたします。
桜井委員長	その他何かありませんか。
各委員	(特になし)
栗谷課長	次回の委員会は、9月4日(月)に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
桜井委員長	第2回函館市公害防止条例検討委員会を終了いたします。 ありがとうございました。